

- 本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済におよぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして、平成27年1月に「草津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。
- 今般、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、国の政府行動計画が令和6年7月に、県の行動計画が令和7年7月に改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう、本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行うものです。

## 政府行動計画改定の概要

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改正
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応
- 対策項目を6項目から13項目に拡充
- 対策時期を5期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更

準備期・・・発生前の段階

初動期・・・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染等が発生した段階

対応期・・・新型インフルエンザ等が発生した旨公表され、対策本部が設置された段階

### これまでの政府行動計画の構成

(対策時期を主体とした整理)

対策時期	対策項目
未発生期	(1)実施体制
海外発生期	(2)サーベイランス・情報収集
国内発生早期	
国内感染期	(3)情報提供・共有
小康期	(4)予防・まん延防止
	(5)医療
	(6)国民生活・国民経済の安定の確保

### 改定後の政府行動計画の構成

(対策項目を主体とした整理)

対策項目	対策時期
(1)実施体制	準備期
(2)情報収集・分析	初動期
(3)サーベイランス	対応期
(4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
(5)水際対策	
(6)まん延防止	
(7)ワクチン	
(8)医療	
(9)治療薬・治療法	
(10)検査	
(11)保健	
(12)物資	
(13)国民生活・国民経済の安定の確保	

### 1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」国や地方公共団体等の関係機関において平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体等、JHSと地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築

### 2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化
- 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
- 5つの横断的視点\*を設定し、各対策項目の取組を強化  
\*人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

### 3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替

- 新型コロナ・新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化\*に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替  
\*検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

### 4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

### 5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ\*  
\*特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の整備状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定

準備期 従来計画では平時からの準備についての記載が不十分であったため、各項目ごとに準備期を独立させて記載の充実を図るよう変更された。

初動期 コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっていることなどから、ウイルスの性状がわからない段階でも実施する項目を初動期に位置づけるよう変更された。

対応期 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定した幅広く対応できるシナリオとし、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とするよう変更された。

## 県行動計画の目的

### 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する

- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

### 2. 県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施

## 県行動計画の対象感染症

- 特措法上「新型インフルエンザ等」と定義される次の①～③が対象  
①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症

なお、季節性インフルエンザやCOVID19\*、麻しん(はしか)、結核など、1類～5類感染症は当計画の対象外ではあるが、1類～5類の感染症にも当計画記載の対策で有効なもの(情報収集・共有など)は、必要に応じて実施

\*2020年1月に、中国からWHOに報告された新型コロナウイルス感染症

## 県行動計画改定のポイント

- 政府行動計画や新型コロナ対応の振り返り、有識者会議での意見等を踏まえ、県独自の取組も含め、県行動計画を抜本的に改定
- 新型インフル・新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画

### (1) 平時の準備の充実

- ① 情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化
- ② 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備
- ③ 国、県、市町、医療機関等と連携した実効性のある訓練を定期的の実施

### (2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ① 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ② 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え
- ③ ・対策項目の拡充(6項目→12項目)と記載の充実  
・対策項目ごとに3区分(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組を充実  
・有事のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載

### (3) 情報発信の強化

平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーション\*の実施等

\*リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

## 対策12項目

<下線・赤字は、改定による変更箇所>

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ まん延防止
- ⑥ ワクチン
- ⑦ 医療
- ⑧ 治療薬・治療法
- ⑨ 検査
- ⑩ 保健
- ⑪ 物資
- ⑫ 県民生活・県民経済の安定の確保

# 現行の草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 市行動計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する

2. 市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 市行動計画における主要事項

市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、具体的な対策を実施する項目として5項目を掲げる。

- 実施体制
- 情報収集・提供
- まん延防止
- 予防接種
- 市民生活および経済の安定の確保

## 各段階における対策

各段階における対策については、「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の段階に分類し、市等が実施する対策を左記における項目ごとに記述

## 発生段階ごとの対策の概要

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	・発生に備え体制整備	・市内発生の遅延と早期発見 ・体制の整備		・市内の感染拡大を抑制	・健康被害の最小化 ・市民生活・経済の影響を最小化	・市民生活・経済の回復 ・第二波の備え
1. 実施体制	・体制の整備	・体制の強化	・対策本部の設置 (緊急事態宣言時等)	・対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	・対策本部の設置 ・他地方公共団体による代行・応援の活用	・対策本部の廃止
2. 情報収集・提供	・情報収集・提供	・相談窓口の設置	・相談窓口の継続			・相談窓口の縮小
3. まん延防止	・基本的な感染対策の普及	・市民、事業者へ基本的な感染対策の普及、周知	・市民、事業者へ基本的な感染対策等の勧奨			
4. 予防接種	・特定接種の準備 ・市民予防接種の準備	・特定接種の実施		・市民予防接種の実施		
5. 市民生活および経済の安定の確保	・要援護者の把握 ・火葬能力等把握 ・備蓄品の整備	・要援護者支援の準備 ・遺体安置対策		・必要に応じ要援護者支援の実施	・要援護者支援の実施 ・遺体安置対策及び埋火葬の特例	
				・上水道の安定供給 ・市民、事業者への呼びかけ ・生活関連物資等の価格の安定		

# 草津市における新型コロナウイルス感染症対策の主な取組

現行の行動計画における5つの対策項目に合わせて、本市の新型コロナウイルス感染症対策の主な取組とその課題を整理しました。

## 1. 実施体制

- 草津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、県の対策本部会議の情報共有や、本市における感染症対策にかかる協議、意思決定を行った。
- ワクチン接種体制を整備するため、新型コロナウイルスワクチン対策室を新設、人事異動を行い、ワクチン接種への対応等について、円滑な事務執行を図った。
- 感染の拡大状況や、市民生活、経済活動への影響を注視しつつ、既存事業の見直しを行った上で、必要な事業に財源配分を行い、社会情勢に応じた、適切で効果的な事業を実施するための予算を編成を行った。
- 保健所の業務がひっ迫したことから、市保健師の保健所への派遣調整を行い、派遣した。

### 【課題】

- ワクチン対策室の整備や、各施設の管理体制の見直し等を行ったが、突発的な業務増に対して限りある職員数の中で体制確保を行う必要があったため、全庁的に職員への負担が生じていた。
- 円滑な業務の支援のため、日頃からの連携が必要である。

## 2. 情報収集・提供

- ホームページや広報くさつ、X等のSNS、コミュニティFM放送を活用して、情報提供や市が実施する対策の周知を行い、また、報道機関への情報提供を行うことで、市民や市内事業者に対し、広く周知啓発を行った。
- 市内就学前施設や市立小中学校等に対し、感染症対策に関する情報提供を行い、業務の継続に寄与した。
- 介護施設や障害者福祉施設等に対し、感染症対策に関する情報提供を行い、業務の継続に寄与した。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止にかかる学習小冊子を作成、配布するなど、感染症に関する人権啓発を実施した。
- コールセンターを設置し、新型コロナウイルスやワクチン接種に対する相談を受け付けることで、市民の不安を軽減することに寄与し、また、職員は業務に専念することができた。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権相談を受け付け、相談者の感染症に関する不安の解消を図った。

### 【課題】

- 必要な情報が必要な方に届くよう、各所属と連携して周知啓発に取り組む必要がある。また、外国人や高齢者、こどもなど、多様な人に必要な情報をわかりやすく届ける必要がある。
- 施設等への情報提供については、有事の情報提供が円滑かつ迅速に行えるよう、平時からの連絡体制を整えておく必要がある。また、市域を超えて県・近隣市など、関係機関を巻き込んだ対策をとれるネットワークが重要である。
- 感染症に関する人権侵害や風評被害は、現在の市行動計画策定時には想定されていなかった課題であり、差別をしない・させないことの徹底が必要である。

## 3. まん延防止

- 市施設における感染症対策や市主催のイベント・行事・会議の方針、貸館業務における対応等について、市対策本部で協議・決定、所属・施設において実施し、感染防止対策を行いながら業務を継続した。

### <主なまん延防止策>

- 手洗い、マスク、共有物品の消毒、換気など基本的な感染拡大防止対策の徹底
- アルコール消毒液・窓口のパーテーション等の設置等の環境整備
- ソーシャル・ディスタンスの確保
- 非対面実施(オンライン)への切替
- 貸館利用の制限(コロナを利用とするキャンセルについては使用料の全額還付)

### 【課題】

- マスクやアルコール消毒液など感染症対策用品は、需要が生じた際には品薄の状態になり、必要な物品の確保をすることが難しかった。
- 施設の貸館収入の減少に係る指定管理料の補填等全庁的な対応方針が必要であり、不安を抱かれないよう適切な対応が必要である。
- オンライン対応については、日頃からのオンライン環境の整備や操作への慣れが必要である。

## 4. 予防接種

- 「予防接種の手引き」を作成し、接種対象者や接種順位等を定め、スケジュールを組んでワクチン接種を行った。
- 医師会、薬剤師会、医療機関をはじめとする各関係機関に御協力いただき、迅速かつ円滑な接種を行うことができた。

### 【課題】

- ワクチン対策室として独立した所属で業務に専念できなければ、円滑な事務執行はできなかった。
- 有事において迅速かつ円滑な接種を実施するため、日頃からの関係機関との連携が重要である。
- 膨大かつ繊細な業務に対応するため、十分な人員体制を整備するとともに、市職員でなければ対応が困難な業務以外の業務について整理し、早期に各業務を外部委託できるよう、判断・調整を行う必要がある。
- ワクチン接種における医療従事者等の不足に対して、早期の業者への委託など対応が必要である。

## 5. 市民生活および経済の安定の確保

- 草津市業務継続計画を改定し、市民生活の維持に必要な行政機能の業務水準や優先すべき業務を改め、更なる感染拡大に備えながら、業務を継続した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少するなど、生活のしづらさや経済的負担が増している家庭・事業者に対し多様な支援を行うことで、市民生活や経済の安定の確保を図った。

### <主な支援策>

- 子育て世帯・ひとり親世帯への給付金 ・低所得の子育て世帯への給付金 ・生活困窮者等自立支援金
- 住民税非課税世帯への給付金 ・国民健康保険税の減免 ・固定資産税の軽減 ・水道料金の基本料金減免 ・上下水道料金の支払い猶予 ・介護保険料の減免 ・新生児への特別給付金
- 事業者への事業継続支援金 ・家賃支援給付金 ・酒類販売事業者支援金 ・介護保険サービス事業所等事業継続支援金 ・公共交通運行維持対策補助金 など

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している飲食店への支援事業を行い、地域経済の活性化を図った。

### <主な支援策>

- Go To Eat事業 ・飲食店応援チケット事業 ・ここクーポン事業 ・キッチンマルシェ事業 など

### 【課題】

- 事業決定から早急に支給を行う必要があるが、要綱およびシステム構築等の準備が膨大であり、調整に困難を要した。
- 国の経済対策決定から、実際に対象者へ支給できるまでに相当程度の期間が必要であった。

# 市行動計画の改定の考え方

- 政府行動計画、県行動計画で市が取り組む内容を規定していることから、これを基本に改定を行う。
- また、市町村が市町村行動計画を変更する際に、記載が必要となる内容および記載を検討することが望ましい内容について、政府行動計画および政府ガイドラインから参考となる内容を抜粋した「市町村行動計画作成の手引き」を国が作成しているため、これを参考する。
- 本市における新型コロナウイルス感染症対策における課題や教訓、また「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」における委員の皆様からの御意見等を生かし、必要に応じて市独自の記載を追加する。
- 市行動計画の改定後、マニュアルの改定を予定しており、「市町村行動計画作成の手引き」や本市における新型コロナウイルス感染症対策における課題や教訓、また「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」における委員の皆様からの御意見等を参考に、マニュアルに記載する内容についても併せて検討する。

マニュアルは、市が、市行動計画に定められた内容について適切に対応していくにあたり、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理するものです。

## 《例》実施体制(抜粋)

### 政府行動計画 P.61-62

- ① (略)厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② ①の報告があったときは、(略)内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、(略)公示する。  
都道府県は直ちに都道府県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

### 滋賀県行動計画 P.44

- ① 県は、国が政府対策本部を設置した場合、直ちに県対策本部および保健医療福祉調整本部を設置する。あわせて、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備を進める。

### 市町村行動計画作成の手引き

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、都道府県が都道府県対策本部を設置した場合において、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

### 草津市行動計画 (案)

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

## 市行動計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する

2. 市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 市行動計画改定（案）のポイント

### ✓ 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替

- 中長期的に複数の波が来ることを想定
- 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替
- 対策項目を拡充(5項目→7項目)し、記載を充実
- 対策項目ごとに3区分(準備期・初動期・対応期)に再設定のうえ、準備期の取組を充実

現行計画の対策項目
(1)実施体制
(2)情報の収集および提供
(3)まん延防止
(4)予防接種
(5)市民生活および経済の安定の確保



改定後の対策項目(※)
(1)実施体制
(2)情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
(3)まん延防止
<u>(4)ワクチン</u>
<u>(5)保健</u>
<u>(6)物資</u>
(7)市民生活および経済の安定の確保

※ 政府行動計画の13項目のうち、市が実施する措置に関する項目を市行動計画の対策項目として設定。  
(次ページ参照)

### ✓ 平時の準備の充実

- 発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- 対策項目ごとに3区分(準備期・初動期・対応期)に再設定の上、準備期の取組を充実

### ✓ 情報発信の強化

- 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施
- 感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別への対応、社会的弱者への配慮

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画③

「総論（基本的な考え方等）＋各論」で構成

【参照】市町村行動計画の手引き

政府行動計画の各論構成	県行動計画の各論構成 (保健所設置市も同様)	市町行動計画の各論構成 (保健所設置市を除く)
第1章 実施体制	第1章 実施体制	第1章 実施体制
第2章 情報収集・分析	第2章 情報収集・分析	
第3章 サーベイランス	第3章 サーベイランス	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第5章 水際対策	※本県では水際対策に関する事項は、 保健の項目に記載	
第6章 まん延防止	第5章 まん延防止	第3章 まん延防止
第7章 ワクチン	第6章 ワクチン	第4章 ワクチン
第8章 医療	第7章 医療	
第9章 治療薬・治療法	第8章 治療薬・治療法	
第10章 検査	第9章 検査	
第11章 保健	第10章 保健	第5章 保健
第12章 物資	第11章 物資	第6章 物資
第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保	第12章 県民生活および県民経済の安定の確保	第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

## 対策項目（7項目）の概要

### （1）実施体制

#### 【概要】

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 【主な取組】

- 多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を行う体制を確保する。

### （2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 【概要】

平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める。

#### 【主な取組】

- 可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
- 平時から感染症に関する普及啓発を行う。

### （3）まん延防止

#### 【概要】

有事において、国のまん延防止等重点措置や緊急事態措置、県のまん延防止対策を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 【主な取組】

- 平時からの感染症対策の理解や準備の促進、有事における基本的な感染対策にかかる要請等を行う。
- 状況変化に応じて機動的に対策を変更する。

### （4）ワクチン

#### 【概要】

有事の迅速な接種の実施に向け、平時から、体制を構築するとともに、有事においては速やかに接種を推進する。

#### 【主な取組】

- 平時から医療機関や事業者、関係団体等と協力し、接種に必要な資材等の確認や接種体制、具体的な実施方法について準備を進める。

### （5）保健

#### 【概要】

平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

#### 【主な取組】

- 県が実施する健康観察に協力する。

### （6）物資

#### 【概要】

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 【主な取組】

- 所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等する。

### （7）市民生活および経済の安定の確保

#### 【概要】

新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

#### 【主な取組】

- 国・県の方針等に基づき、必要な対策・支援を行うことで市民生活および社会経済活動への影響を最小化する。